平成 26 年４月 10 日

各　　位

会 社 名 株式会社マックハウス
代表者名 代表取締役社長 白土 孝
（コード 7603 東証 JASDAQ）
問合せ先 取締役管理本部長 杉浦功四郎
（TEL. 03-3316-1911）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成 26 年５月 21 日開催予定の当社第 24 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更理由

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第１項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 27 条（社外取締役との責任限定契約）及び定款第 34 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、定款第 27 条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更内容

次の通りであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　取締役，取締役会及び代表取締役	第４章　取締役，取締役会及び代表取締役
第 19 条 ～　　　　（条文省略） 第 26 条	第19条 ～　　　　（現行通り） 第26条
（新設）	第27条　（社外取締役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により社外取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第 27 条 ～　　　　（条文省略） 第 32 条	第28条 ～　　　　（現行通り） 第33条
（新設）	第34条　（社外監査役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により社外監査役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第 33 条 　～　　　　　（条文省略） 第 40 条	第35条 　～　　　　　（現行通り） 第42条

３．日程

　　定款変更のための株主総会開催日　平成 26 年５月 21 日

　　定款変更の効力発生日　　　　　　平成 26 年５月 21 日

以上